２　環境大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一　指定を受けた者が、第九条の二の二第一号から第四号までに規定する要件に該当しなくなつたとき。

二　指定に関し不正の行為があつたとき。

三　指定を受けた者が、正当な理由なく第九条の二の三第一項の承認を受けた業務規程によらないで業務を行つた場合であつて、その行状が特に悪質と認められるとき。

四　指定を受けた者が、第九条の二の四の規定に違反し、その他同条各号に掲げる者が社員総会その他の機関において議決権を行使したことにより、著しく不当な決議がなされたとき。

五　指定を受けた者が、第九条の二の五の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

六　指定を受けた者の職員がその業務に関し賄賂を収受したことその他の業務に対する信頼を失墜させ、又は指定を継続することが適当でない事実があると認められるとき。

（指定の取消しの際の情報の提供）

第九条の二の八　前条の規定により指定が取り消された場合には、指定を受けていた者は、環境大臣が指定する者（環境大臣が指定する者が指定されていない場合には、環境大臣）に対し、その保持する廃棄物の処理の業務を営む者による情報の公開に係る状況に関する情報を提供するものとする。

（産業廃棄物処分業の許可の申請）

第十条の四　（略）

２～８　（略）

９　第九条の二の二から第九条の二の八までの規定は、第三項の規定による指定について準用する。

（特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請）

第十条の十二　（略）

２　第九条の二第二項から第九項まで及び第九条の二の二から第九条の二の八までの規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、第九条の二第二項第十五号中「令第六条の九第二号に掲げる者（以下「優良産業廃棄物収集運搬業者」という。）」とあるのは「令第六条の十三第二号に掲げる者」と、「法第十四条第二項」とあるのは「法第十四条の四第二項」と、「次条第一号」とあるのは「第十条の十二の二第一号」と、同条第四項中「次条第二号」とあるのは「第十条の十二の二第二号」と、同条第六項中「次条各号」とあるのは「第十条の十二の二各号」と、同条第七項中「優良産業廃棄物収集運搬業者」とあるのは「令第六条の十三第二号に掲げる者」と、「法第十四条第二項」とあるのは「法第十四条の四第二項」と、同条第八項中「この項」とあるのは「第九条の二第八項」と読み替えるものとする。

３　（略）

（新規）

（産業廃棄物処分業の許可の申請）

第十条の四　（略）

２～８　（略）

（新規）

（特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請）

第十条の十二　（略）

２　第九条の二第二項から第九項までの規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、同条第二項第十五号中「令第六条の九第二号に掲げる者（以下「優良産業廃棄物収集運搬業者」という。）」とあるのは「令第六条の十三第二号に掲げる者」と、「法第十四条第二項」とあるのは「法第十四条の四第二項」と、「次条第一号」とあるのは「第十条の十二の二第一号」と、同条第四項中「次条第二号」とあるのは「第十条の十二の二第二号」と、同条第六項中「次条各号」とあるのは「第十条の十二の二各号」と、同条第七項中「優良産業廃棄物収集運搬業者」とあるのは「令第六条の十三第二号に掲げる者」と、「法第十四条第二項」とあるのは「法第十四条の四第二項」と、同条第八項中「この項」とあるのは「第九条の二第八項」と読み替えるものとする。

３　（略）